

各種保険者証などの切り替え時期

問 国保年金課給付係・賦課係 ☎ 575-1198

7月には保険証などが切り替わる時期です。市役所から新しい保険証などを送りますので、市役所から届いた郵便物をよくご確認ください。

各制度の詳細は、市役所から送る書類に同封しています。そちらもご覧ください！



国保年金課
齋藤 透

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証

をお送りします

現在お使いの保険証（ピンク色）の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩以降は、新しく交付する保険証（オレンジ色）を医療機関に提示してください。

書類が届いたら記載内容の確認を

氏名や住所などが合っているか確認し、異なる場合は国保年金課にご連絡ください。

視覚障がい等級が1～3級の人には保険証に点字シールを貼って送ります。1～3級の人以外で点字シールを希望する人はお申し出ください。

期限が切れた保険証は

誤使用や詐欺被害を防ぐため、国保年金課または各総合支所市民福祉係に返却するか、ご自分で破棄してください。破棄する場合は個人情報に注意し、裁断するなどして確実に破棄してください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証

をお送りします

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日⑩です。7月下旬に世帯主宛てに新しい高齢証を送ります。8月1日⑩以降は、新しい高齢証を医療機関に提示してください。

書類が届いたら記載内容の確認を

氏名や住所などが合っているか確認し、異なる場合は国保年金課にご連絡ください。

期限が切れた高齢受給者証は

国保年金課または各総合支所市民福祉係に返却するか、破棄する場合は個人情報に注意し、裁断するなどして確実に破棄してください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ

限度額認定証のお手続きはお早めに

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）は、医療費が高額になった場合、医療機関の窓口にて、医療費の支払いを一定額（限度額）で済ませることができる制度です。限度額証は、原則、申請月の1日から適用となり、有効期限は毎年7月31日です。

交付を受けている国保被保険者に更新の案内送付

限度額証更新のお知らせと申請書を7月上旬に送付します。8月1日以降も限度額証が必要な場合は、国保年金課または各総合支所市民福祉係に申請してください。

ただし、国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に所得未申告者がいる場合は、交付できない場合があります。必ず、所得申告をした上で申請をお願いします。

申請方法

【受付先】

国保年金課または各総合支所市民福祉係（保原を除く）

【持参するもの】

申請書、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別世帯の代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

チェック
Check !

伊達市ホームページ

